



令和6年3月15日

報道関係者各位

令和5年度第3回山形県文化財保護審議会における 山形県指定有形文化財の指定の答申について

令和6年3月15日（金）に開催された標記審議会において、下記のとおり知事へ答申されましたので、お知らせいたします。

なお、指定については、今後の県公報での告示をもって正式に指定となります。

記

1 答申の内容

県指定有形文化財の指定 3件

種別	文化財の名称・員数	所有者
彫刻	もくぞう せんじゅかんのん ぼさつ りゅうぞう およ わき じ もくぞう びしゃもんでん 木造 千手観音菩薩 立像 及び 脇侍 木造 毘沙門天 りゅうぞう わき じ もくぞう ふどう みょう おう りゅうぞう 立像、脇侍木造不動明王立像 3 軀	正法寺（中山町）
歴史資料	きゅうにしたがわぐんやくしよとうどけい 旧西田川郡役所塔時計 1 式	常念寺（鶴岡市）
歴史資料	にしむらやまぐんやくしよぶんしよ 西村山郡役所文書 88 冊	山形県（県史資料室所蔵）

2 今回答申後の県指定文化財の件数について

	現在の 指定件数	今回答申の 件数	合 計
総 数	5 2 5	3	5 2 8
うち有形文化財（彫刻）	7 3	1	7 4
うち有形文化財（歴史資料）	3 1	2	3 3

【問合せ先】

山形県観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課
課長補佐（文化財保存担当） 森谷
TEL：023-630-2881
FAX：023-624-9908
報道監 観光文化スポーツ部次長 丸子